

宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会 実施要領

宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者・障害者虐待防止法」という。）に基づき、地方公共団体及び地域包括支援センター等が行う高齢者虐待への対応を中心とする権利擁護業務への支援を行うに際し、以下のとおりその実施のための要領を定める。

なお、以下、委託者（地方公共団体または地域包括支援センター）を甲、受託者（宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会）を乙という。

第1条（高齢者・障害者虐待対応専門職チームの編成）

- 1 乙は、高齢者・障害者虐待問題に詳しい仙台弁護士会会員及び宮城県社会福祉士会会員によって「宮城県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」（以下「専門職チーム」という。）を編成し、この専門職チームに登録された会員（弁護士・社会福祉士）（以下「チーム登録者」という。）によって受託事務を実施する。
- 2 チーム登録者は、乙が人選して編成するものとする。

第2条（専門職チームの業務受付窓口）

- 1 専門職チームの業務受付窓口は、下記のとおりとする。
〒981-0935 仙台市青葉区三条町 10-19 PROP三条館内
宮城県社会福祉士会
TEL 022-233-0296 FAX 022-393-6296

- 2 専門職チームの事務は、社団法人宮城県社会福祉士会の事務局及びチーム登録者が行うものとする。

第3条（事務実施の申込方法）

甲が乙に対し、具体的事案について「委託契約書」第2条記載の事務の実施を要請する場合は、甲は前条の業務受付窓口申し込むものとする。

第4条（担当チームの選任と事務連絡）

- 1 甲から事務の実施を要請されたときは、乙は速やかに、チーム登録者の中から、弁護士1名及び社会福祉士1名からなる当該案件の担当者2名（以下、この当該具体的案件に対応する担当者2名を「担当チーム」という。）を選任する。
- 2 担当チームの人選については、事案の性質や地域等をふまえて行うものとする。
- 3 担当チームが選任されたときは、乙は、速やかにその旨当該担当チーム2名に連絡して当該事案に関する情報を伝えるとともに、甲に対しても、当該事案の担当チーム2名の氏名・連絡先等を連絡するものとする。

第5条（担当チームの選任後の事務実施方法）

担当チームが選任され、乙によって前条の甲及び担当チーム2名に対する連絡が終了した後は、担当チームが、甲との間で相互に情報を交換し、連絡を密に取り合って、当該事案に関する委託事務を遂行するものとする。

第6条（担当チームの対応の方法）

- 1 担当チームの甲への対応は、担当チームと甲が協議をしながら、①電話相談、②担当チームの担当者の事務所への来所相談、③市町村への出張相談、④ケース会議等への出席などによって適時適切に行うものとする。
- 2 担当チームによる甲に対する相談の対応、助言、ケース会議・事例検討会への出席等は、原則として担当チーム2名が必要に応じ協議して対応し、担当チーム2名は事実の報告や対応方法の協議など連絡を密にして情報を共有し、互いの専門知識を活かしながら当該事案への対応を行うものとする。

第7条（担当チームの対応の報告）

担当チームは、当該案件に関して行った甲への対応の内容を乙に報告し、対応内容の適切性に関して継続的なチェックや助言を受けるものとする。

第8条（担当チームの事務の終了）

- 1 甲または担当チームは、当該事案が解決したり、将来的な問題の発生の見込が薄れたと思われるときは、適当な時期に、一方に対し、当該事案に関する事務実施の終了要請を行い、双方の協議によって当該事案に関する事務の実施を終了するものとする。
- 2 当該事案に関する事務の実施が終了したときは、担当チームは、速やかに、その旨、乙に報告しなければならない。

第9条（研修等の実施）

契約市町村等に対して、高齢者虐待等に関する研修等の企画を立案し実施する。

第10条（守秘義務）

専門職チームは、業務上知り得た秘密について、善良なる管理者の注意を持ってこれを管理するものとし、これを他に漏洩してはならず、これは専門職チーム構成員を退いた後も同様とする。

第11条（個人情報保護）

専門職チームは、本件契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別途定める「個人情報取扱要領」を守らなければならない。

（附則）

- 1 本要領は、平成20年4月1日より実施する。

（附則）

- 1 本要領における、「宮城県高齢者虐待対応連絡協議会」を「宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会」と改定し、平成26年4月1日より実施する。

令和5年7月14日

費用一覧表			
	種類	金額	備考
1	委託料	金 30,000円	1市町村（区）あたりの年額です。 電話、FAX、メール等による相談に応じるものです。
2	出張相談料	金 20,000円	弁護士が出張して相談に応じたり、会議に出席した場合の法律相談料です。 1回2時間までを目安とします。
3	来所相談料	30分ごとに 金 5,000円	事案の担当者が弁護士事務所へ来所されて相談した場合の法律相談料です。
4	出張日当	各自治体の謝金等の規程に準じます。	会議等への出席
5	交通費	各自治体の旅費規程等に準じます。	
6	講演料その他	別途個別に協議させていただきます。	

※ 1は協議会， 2～6は担当弁護士， 4～6は担当弁護士または担当社会福祉士にお支払いいただきます。